

第5節 東南アジア

1 全般

東南アジアは、マラッカ海峡や南シナ海など、太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝を占めており、わが国にとって重要な地域である。東南アジア各国は、政治的安定と着実な経済発展に努力し、程度において差があるものの、総じて近年経済的な発展を遂げている。各国とも、経済発展などにともない、域内各国間および域外との相互依存関係が深化している。この地域には、南シナ海の領有権などをめぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動などが依然と

して不安定要素として存在しているほか、イスラム過激派の問題や船舶の安全な航行を妨害する海賊行為なども発生している。これらの問題に対処するため、東南アジア各国は、国防や国内の治安維持のほか、テロ対処、海賊などの新たな安全保障上の課題にも応じた軍事力などの形成に努めている。近年では経済成長などを背景として、特に、海・空軍力を中心とした軍の近代化が進められている。

参照 図表 I -1-5-1 (東南アジアと日中韓との兵力および国防予算の比較 (13 (平成25) 年))

2 各国の安全保障・国防政策

1 インドネシア

インドネシアは世界最大のイスラム人口を抱え、広大な領土、領海および海上交通の要衝を擁する東南アジア地域の大国である。現在、インドネシアは、国外からの差し迫った軍事的脅威は認識していないが、国内においては、ジュマ・イスラミーヤ (JI) などのイスラム過激派の活動やパプア州の分離独立運動などの懸念事項を抱えている。

インドネシアは国防方針として、全国民が国家の全資源を用いてインドネシアの独立、国家主権、領土保全、国家統一を堅持するという理念のもと、「軍事防衛」と「非軍事防衛」それぞれの活動を通じた「総力防衛 (Total Defence)」を推進している。また、国軍改革として、「最小限精鋭戦力 (MEF)」と称する最低限の国防要件を達成することを目標としている。

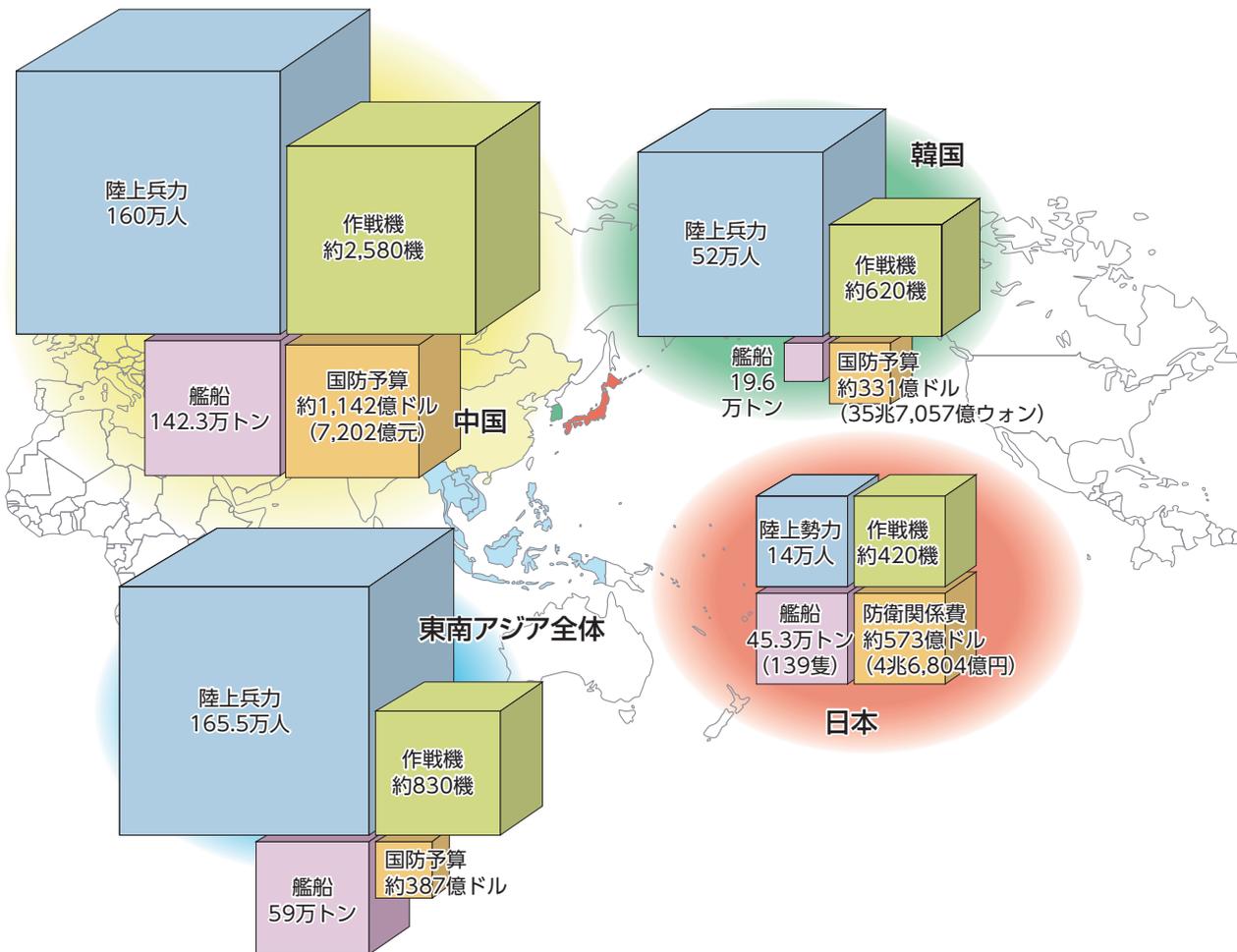
インドネシアは、東南アジア諸国との連携を重視¹し、

独立かつ能動的な外交を展開するとしている。また、米国との関係においては、軍事教育訓練や装備品調達の分野で協力関係を強化しており²、「CARAT」³や「SEACAT」⁴ (Cooperation Afloat Readiness and Training Southeast Asia Cooperation Against Terrorism) などの合同演習を行っている。10 (平成22) 年には、オバマ米大統領がインドネシアを訪問し、両国間の包括的パートナーシップを締結したほか、13 (同25) 年8月のヘーゲル米国防長官のインドネシア訪問時には、米国からのAH-64攻撃ヘリ8機の売却など両国間の防衛協力の強化などで一致した。

中国とは、両国軍の特殊部隊による対テロ演習「利刃」を行っている。13 (同25) 年10月には習近平国家主席がインドネシアを訪問し、ユドヨノ大統領と対テロおよび人道支援・災害救援での協力強化などについて会談を行ったほか、14 (同26) 年2月には、ムルドコ国軍司令官が訪中し、房峰輝人民解放軍総参謀長などと両国の軍事関係強化・向上などについて会談した。

- 12 (平成24) 年7月のASEAN外相会議において、共同声明の内容をめぐる加盟国間で意見が分かれ、共同声明が採択されない事態が発生したが、会議後、インドネシアのマルティ外務大臣が加盟国の各外務大臣と順次会談し、「南シナ海に関するASEANの6項目原則」が策定された。
- 東ティモール問題をめぐり、米国は92 (平成4) 年に、米国の軍教育機関などへの留学・研修の機会を提供する国際軍事教育訓練などを停止し、95 (同7) 年に一部制裁措置を解除したものの、99 (同11) 年に再び停止した。その後、05 (同17) 年にこれを再開し、インドネシアに対する武器輸出の再開も決定した。
- 米国が、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイおよび東ティモールとの間で行っている一連の二国間演習の総称である。
- 米国が、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールおよびタイとの間で行っている対テロ合同演習である。

図表I-1-5-1 東南アジアと日中韓との兵力および国防予算の比較(13(平成25)年)



- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス(2014)」などによる。各ブロックの大きさは日本を基準としたときの相対的な大きさを表す。
 2 日本については、平成25年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く。)および海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
 また、わが国の防衛関係費はSACO関係経費および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分を除いた当初予算である。
 3 中国の国防予算は、13(平成25)年の全国人民代表大会における財政報告による。
 4 韓国の国防予算は、国防部発表等による13(平成25)年の数値
 5 中国および韓国の国防予算のドル表示は、平成25年度の支出官レート1ドル=82円、1元=13円、1000ウォン=76円で換算したもの
 6 日本の防衛関係費のドル表示は、平成25年度の支出官レート1ドル=82円で換算したもの

参照 I部1章7節3(オーストラリアの対外関係)、Ⅲ部3章2節6(東南アジア諸国との防衛協力・交流(1 インドネシア))

2 マレーシア

東南アジアの中央に位置するマレーシアは、自国と近隣諸国には共通する戦略的利益があるとしている。現在、マ

レーシアは、国外からの差し迫った脅威は認識していないが、軍はあらゆる軍事的脅威に対して即応能力を保持すべきとしており、国防政策においては、「独立」、「全体防衛」、「5か国防衛取決め(FPDA)⁵の遵守」、「世界平和のための国連への協力」、「テロ対策」および「防衛外交」を重視している。また、マレーシアは、「防衛外交」として、FPDA以外の国である米国と「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っているほか、インドなどとも二国間

5 71(昭和46)年発効。マレーシアあるいはシンガポールに対する攻撃や脅威が発生した場合、オーストラリア、ニュージーランド、英国がその対応を協議するという内容。5か国はこの取決めに基づいて各種演習を行っている。

演習を行い、軍事協力を進めている。

中国とは、南シナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立しているが、経済面を中心に両国の結びつきは強く、要人の往来も活発である。13（同25）年には、習近平国家主席がマレーシアを訪問したほか、マレーシアからはヒシャムディン国防相が訪中し、14（同26）年に、中国と初の合同軍事演習を実施することに合意したと伝えられている。

参照 Ⅲ部3章2節6（東南アジア諸国との防衛協力・交流（マレーシア））

3 ミャンマー

ミャンマーは、国際社会におけるパワーバランスの変化の担い手である中国およびインドと国境を接し、また、南アジアと東南アジアの境界にも位置することなどから、その戦略的な重要性が指摘されている。ミャンマーは、88（昭和63）年に社会主義政権が崩壊して以降、国軍が政権を掌握していた。軍事政権は民主化勢力への抑圧を行い、これに対して欧米諸国は経済制裁を行った。経済制裁にともなう経済の低迷と国際社会における孤立を背景に、03（平成15）年、ミャンマーは民主化へのロードマップ⁶を発表した。10（同22）年の総選挙後、11（同23）年2月にテイン・セインが大統領に選出され、同年3月の新政権発足を経て、民主化へのロードマップは終了した。

新政権発足以降、ミャンマー政府は政治犯の釈放、少数民族⁷との停戦合意など、民主化への取組を活発に行っており、13（同25）年11月には、政府と少数民族との「全国的停戦協定」をめぐる交渉を行い、その後も継続的に協議を実施している。これらの取組に対し、国際社会も一定の評価を見せており、米国をはじめとする欧米各国は、ミャンマーに対する経済制裁の緩和を相次いで実施している。

また、13（同25）年5月、テイン・セイン大統領がミャンマーの首脳として約50年ぶりに訪米し、オバマ大統領と会談を行った。同年6月には、リチャード英国軍総参謀長が同国を訪問し、同国の民主化プロセス開始以降で初めての、欧米諸国の軍高官による訪問となった。

一方で、核や北朝鮮との軍事関係などの懸念事項も指摘されている⁸ほか、12（同24）年から発生しているイスラム系住民ロヒンギャと仏教徒の衝突がミャンマーの民主化に与える影響について、国際社会に懸念が広まった。

外交政策においては、ミャンマーは独立・非同盟を原則に掲げている。一方、ミャンマーにとって、中国は軍政時代からの特に重要なパートナーであると考えられ、中国から経済面の支援を受けており、13（同25）年10月には、両国を結ぶガスパイプラインが完成し、完全な運用が開始された。軍事面においても中国が主要な装備品の調達先となっているとみられるほか、同月にはミン・アウン・フライン国軍司令官が中国を訪問し、習近平国家主席と会談を行った。また、ミャンマーは、インドとも経済面および軍事面において協力関係を強化させている。

ミャンマーは、14（同26）年の東南アジア諸国連合（ASEAN）議長国に就任しており、ASEAN関連の国際会議におけるリーダーシップが注目されている。

参照 Ⅲ部3章2節6（東南アジア諸国との防衛協力・交流（ミャンマー））

4 フィリピン

フィリピンは、国境を越える犯罪などの非伝統的脅威を含む、新たな安全保障上の課題に直面していると認識している。一方、南シナ海をめぐる領有権問題や国内における反政府武装勢力によるテロ活動といった、長年にわたり直面している課題が、安全保障上の主な懸念事項であるとし

6 国民議会の再開、民主化に必要なプロセスの段階的实施、憲法草案の起草、憲法制定の国民投票、総選挙、下院の初招集および新政権発足の7段階からなる。

7 ミャンマーは、人口の約30%が少数民族であり、一部の少数民族は、ミャンマー政府に分離独立などを主張している。60年代、ミャンマー政府は、強制労働、強制移住など人権侵害に及び抑圧政策を行い、少数民族武装勢力と武力衝突が生じた。

8 テイン・セイン大統領は、12（平成24）年5月の韓国の李明博大統領（当時）との会談において、北朝鮮との武器取引について、過去20年間にある程度は行ったことを認めたとうえで、今後は行わないと表明し、一方、核開発については北朝鮮との協力関係を否定したと伝えられている。また、フラミン国防大臣（当時）は、同年6月の第11回ISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）において、前政権下において学術的な核関連研究を始めようとしていたが、新政権発足とともに研究を断念しており、北朝鮮との政治的・軍事的関係も停止していると明らかにしたと伝えられている。

ている。特に、モロ・イスラム解放戦線 (MILF) とは約40年にわたり武力衝突を繰り返してきたが、国際監視団 (IMT)⁹ の活動などにより、和平プロセスが進展し、12 (同24) 年10月、ミンダナオ和平の最終合意の実現に向けた「枠組み合意」が署名された。14 (同26) 年1月には、MILFの武装解除¹⁰に合意しており、同年3月、フィリピン政府とMILFは「バンサモロ包括合意」¹¹に署名した。一方、和平協議に反対する別の武装勢力と政府軍との間で軍事衝突が発生¹²しており、実質的な和平に至るまでには時間を要するとみられる。

歴史的に関係の深いフィリピンと米国は、米比同盟をアジア太平洋地域の平和と安定および繁栄の支えであるとしている。92 (同4) 年に駐留米軍が撤退した後も、相互防衛条約および軍事援助協定のもと、両国は協力関係を継続してきた¹³。両国は大規模演習「バリカタン」を00 (同12) 年以降毎年行っているほか、「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っている。また、米軍統合特殊作戦任務部隊 (JSOTF-P) がフィリピン南部に派遣され、フィリピン国軍によるアブ・サヤフ (ASG)¹⁴らイスラム過激派との戦いを支援している。11 (同23) 年11月には、デル・ロサリオ外務大臣とクリントン米國務長官(当時)が、米比相互防衛条約60周年を記念して、マニラ宣言に署名したほか、12 (同24) 年4月には、初の外務・防衛閣僚協議 (「2+2」) が開催された。13 (同25) 年12月には、ケリー米國務長官がフィリピンを訪問し、沿岸警備や対テロ能力強化のため、3年間で4千万ドルの支援を表明した。

また、両国は14 (同26) 年4月、海上安全保障や合同演習の拡大を通じたフィリピン軍の能力向上、災害救援などでの協力強化を目的とした、「米比防衛協力強化協定」¹⁵に署名した。

中国とは、南シナ海の南沙諸島やスカボロー礁の領有権などをめぐり主張が対立している。近年、両国は領有権主張のための活動を活発化させており、相手国の活動や主張に対し、互いに抗議の表明を行っている。

参照 I部1章5節4 (南シナ海をめぐる動向)

参照 Ⅲ部3章2節6 (東南アジア諸国との防衛協力・交流 (4フィリピン))

5 シンガポール

国土、人口、資源が限定的なシンガポールは、グローバル化した経済の中で、その存続と発展を地域の平和と安定に依存しており、国家予算のうち国防予算が約4分の1を占めるなど、国防に高い優先度を与えている。

シンガポールは、国防政策として「抑止」と「外交」を二本柱に掲げている。「抑止」は、精強な国軍と安定した国防費の支出によりもたらされ、「外交」は、各国の国防機関との強力かつ友好的な関係により構築されるとしている。また、直接的な脅威から国家を防衛し、平時にはテロ、

9 13 (平成25) 1月現在、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、日本、ノルウェーおよびEUがIMTに参加している。

10 12 (平成24) 年の枠組み合意後、フィリピン政府とMILFで継続検討されていた4つの付属文書のうち、権限委譲の詳細、税金などの配分、管轄海域の設定などは既に合意に至っており、武装解除についての協議が最後に残されていた。

11 本合意は、基本法の制定、管轄領域を画定するための住民投票の実施、ムスリム・ミンダナオ自治地域の廃止および暫定移行機関の設置を経て、16 (平成28) 年の自治政府発足を目指すものである。

12 13 (平成25) 年9月、モロ・イスラム解放戦線 (MILF) と政府の和平協議に反対するモロ民族解放戦線 (MNLF) が、ミンダナオ島南部サンボアンガで3週間にわたり政府軍と衝突したほか、14 (同26) 年1月には、バンサモロ・イスラム自由戦士 (BIFF) と国軍が交戦したと伝えられている。

13 47 (昭和22) 年、米軍にクラーク空軍基地およびスービック海軍基地などの99年間の使用を求める軍事基地協定を締結し、同年に軍事援助協定、51 (同26) 年に相互防衛条約を締結した。66 (同41) 年、軍事基地協定の改定により駐留期限は91 (平成3) 年までとされ、91 (同3) 年にクラーク空軍基地、92 (同4) 年にスービック海軍基地が返還された。その後、両国は98 (同10) 年に「訪問米軍の地位に関する協定」を締結、米軍がフィリピン国内で合同軍事演習などを行う際の米軍人の法的地位などを規定した。

14 イスラム国家の設立を目的とし、フィリピン南部で爆弾テロ、暗殺、誘拐などの活動を行っている。

15 本合意により、米軍は、フィリピン軍基地内における施設建設やインフラ整備、フィリピン国内への防衛や人道支援・災害救援に関する装備や物資の事前集積・保管などが可能になる。

海賊などの国境を越えた安全保障上の課題に対応するため、国軍の能力向上・近代化を進めている。なお、シンガポールの国土は狭小なため、国軍は米国やオーストラリアなど諸外国の訓練施設も利用し、訓練のために部隊を継続的に派遣している。

シンガポールは、ASEANやFPDA¹⁶の協力関係を重視しているほか、域内外の各国とも防衛協力協定を締結している。地域の平和と安定のため、米国のアジア太平洋におけるプレゼンスを支持しており、米国がシンガポール国内の軍事施設を利用することを認めているほか、13（同25）年以降、シンガポールに米国の沿海域戦闘艦（LCS）Littoral Combat Shipを最大4隻ローテーション配備することで合意しており、13（同25）年4月に配備が開始された¹⁷。また、米国とは、「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っている。

中国とは、09（同21）年および10（同22）年に対テロ共同演習「協力」を行っているほか、要人の往来も活発である。13（同25）年5月には、中国の王毅^{おうぎ}外交部長がシンガポールを訪問し、同年8月、リー・シェンロン首相が訪中した。

参照 Ⅲ部3章2節6（東南アジア諸国との防衛協力・交流（3シンガポール））

6 タイ

11（同23）年8月に発足したインラック政権は、安全保障政策として、国軍の能力向上、防衛産業の強化、近隣諸国との協力関係の促進、非伝統的脅威への対応能力の強化などを掲げている。タイ南部では、分離・独立を求めるイスラム過激派による襲撃、爆弾事件などが頻発しており、同政権は、南部における人民の生命および財産に対する平和と安全の迅速な回復を緊急課題に挙げている。

13（同25）年8月、与党による下院議会への「大赦法

案」¹⁸提出をめぐり、首都バンコクを中心に大規模な反政府デモが発生し、同年11月に同法案が廃案となったもののデモは拡大した。同年12月に下院が解散され、14（同26）年1月には「非常事態宣言」¹⁹が発出されたが、デモは継続された。同年2月、下院議員総選挙が実施されるも、デモ隊による投票妨害が多発し、投票中止となる投票所が続出した。これを受け、同年3月、憲法裁判所は下院議員総選挙が憲法違反であり無効とする判決を下したが、与党はこれを批判したほか、同年5月7日、憲法裁判所が、過去に内閣が行った人事異動について違憲判決を下し、インラック首相（当時）や閣僚が即時失職となる中²⁰、同月20日、全国に戒厳令が布かれ、同月22日、軍中心の勢力が政変を起こし、国家の全権を掌握した。

タイは、ミャンマーやカンボジアなどの隣国との間で国境未画定問題を抱えている。カンボジアとは、プレアビヒア寺院周辺の国境未画定地域²¹をめぐる主張が対立しており、08（同20）年以降、同地域周辺で両軍による武力衝突が断続的に発生したが、国際司法裁判所による両国部隊の即時撤退を命じる仮保全措置の言い渡しや首脳会談などにより、12（同24）年7月、両国は同地域周辺から軍の撤収を開始した。13（同25）年11月、国際司法裁判所は、寺院および近接する一部土地の帰属についてカンボジア領と認定した。残りの係争地の帰属は明確にされなかったものの、両国は判決を受け入れ、今後は実務者による合同委員会で判決内容を協議するとしている。

タイは、柔軟な全方位外交政策を維持しており、東南アジア諸国との連携や、わが国、米国、中国といった主要国との協調を図っている。同盟国²²である米国とは、50（昭和25）年に軍事援助協定を締結して以降、協力関係を維持し、82（同57）年より多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」を行っているほか、「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っているが、14（平成26）年5月、

16 I部1章5節2脚注5参照

17 2隻目の配備も14（平成26）年後半に予定されている。

18 06（平成18）年に発生した軍事クーデター以降の政治混乱で逮捕された人々に恩赦を与えるもので、有罪判決を受けるも海外に在住するタクシン元首相の帰国を可能とするものとされている。

19 13（平成25）年11月、与党は同案可決を断念するも、反政府勢力はデモの目的を「現政権の打倒」に転換し、デモを継続している。

20 憲法裁判所は、11（平成23）年9月に行われた当時の国家安全保障事務局長を閑職に異動させた人事が、インラック首相（当時）の親族を昇進させるための政治的なものであり、国務大臣による公務員人事への不当な介入を禁じる憲法上の規定に抵触するとして違憲判決を下し、本事案が憲法上の失職事由に該当するとして、当該人事に責任を有する同首相および関係閣僚が即時失職となった。

21 カンボジアとタイの国境に位置するヒンズー教寺院。62（昭和37）年に国際司法裁判所が寺院をカンボジア帰属と判決したが、寺院周辺地域の国境は未画定である。

22 タイと米国は、54（昭和29）年の東南アジア集団防衛条約（マニラ条約）および62（同37）年のタナット・ラスク声明に基づき同盟関係にある。

米国は政変の発生を受けて軍事支援を凍結した。

中国とは、両国海兵隊による「藍色突撃」などの共同訓練を行っているほか、12（同24）年4月には多連装ロケットランチャーの共同開発で合意するなど、軍事交流も進めている。

米国とは、近年、米海軍との合同訓練や米海軍艦艇のベトナム寄港など、軍事面において関係を強化しており、11（同23）年9月には、国防当局間の協力促進に関する了解覚書が締結された。13（同25）年12月には、ケリー米国務長官がベトナムを訪問し、海上安全保障分野における1,800万ドルの支援を表明した。

ロシアとは、12（同24）年に両国関係を包括的戦略的パートナーシップに格上げし、国防分野での協力を引き続き強化しているほか、13（同25）年3月には、ショイグ国防大臣がベトナムを訪問し、カムラン湾の艦船補給施設などの共同建設に合意している。また、同年11月のプーチン大統領のベトナム訪問時には、ベトナム陸軍および海軍の訓練をロシアが支援することに合意している。近年では、原子力発電などのエネルギー分野での協力も推進している。また、ベトナムはその装備品をほぼロシアに依存している。

中国とは、包括的・戦略的パートナーシップ関係のもと、13（同25）年6月にサン国家主席が訪中し、同年10月には李克強総理がベトナムを訪問するなど、政府高官の交流も活発であるが、南シナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立している。近年、両国は領有権主張のための活動を活発化させており、相手国の活動や主張に対し、互いに抗議の表明を行っている。

インドとは、07（同19）年に両国の関係を戦略的パートナーシップ関係に格上げし、安全保障や経済など広範な分野において協力関係を深化させている。10（同22）年、両国は、インド軍によるベトナム人民軍に対する装備品の整備にかかる能力構築支援などを通じた防衛協力の拡大に合意しており、ベトナム海軍潜水艦要員の訓練をインド軍が支援していると指摘されているほか、インド海軍艦艇によるベトナムへの親善訪問も行われている。また、インドは南シナ海で石油・天然ガスの共同開発を行うなど、ベトナムとのエネルギー分野での協力も推進している。

【参照】I部1章5節4（南シナ海をめぐる動向）

【参照】Ⅲ部3章2節6（東南アジア諸国との防衛協力・交流（2ベトナム））

【参照】Ⅲ部3章2節6（東南アジア諸国との防衛協力・交流（5タイ））

7 ベトナム

ベトナムは、多様かつ複雑な安全保障上の課題に直面していると認識しており、南シナ海における問題が自国の海上活動に深刻な影響を与えているほか、海賊やテロなどの非伝統的脅威も懸念事項であるとしている。

ベトナムは、冷戦期においては旧ソ連が最大の支援国であり、02（同14）年までロシアがカムラン湾に海軍基地を保有していたが、旧ソ連の崩壊後、米国と国交を樹立するなど、急速に外交関係を拡大させた。現在、ベトナムは全方位外交を展開し、全ての国家と友好関係を築くべく、積極的に国際・地域協力に参加するとしており、13（同25）年5月には、ズン首相が初めて国軍のPKO参加を表明している。また、14（同26）年5月、ベトナム国防省対外局にPKOセンターを開設するなど、国際社会への貢献に努力する姿勢がみられる。

3 各国の軍の近代化

東南アジア各国は、近年、経済成長などを背景として国防費を増額させ、第4世代の近代的戦闘機を含む戦闘機や潜水艦などの装備品の導入を中心とした軍の近代化を進めている。その要因としては、国防費の増額のほか、近隣諸国の軍事力発展に反応するという東南アジア各国間の関係や、中国の影響力拡大への対応、地域安全保障機構の信頼醸成措置としての役割が十分でないことが背景にあるとの指摘がある²³。また、東南アジア諸国の多くは装備品を多様な国から調達しているため、各国で統一的な運用やメンテナンスを行いつづけている面があるとみられる。

インドネシアは、13（平成25）年までに、ロシア製Su-27戦闘機およびSu-30戦闘機を計16機導入している。11（同23）年には、米国からF-16戦闘機24機の供与を受けることに合意しており、13（同25）年にはAH-64攻撃ヘリ8機を購入することで合意した。オーストラリアとは、12（同24）年7月にC-130輸送機4機の供与を受けることで合意し、さらに13（同25）年7月に、退役した同輸送機5機の売却を受けるための了解覚書に署名した。韓国とは、11（同23）年12月、209級潜水艦3隻を購入する契約を締結しているほか、次世代戦闘機KF-Xの共同開発に着手している。また、14（同26）年1月には、現有のF-5戦闘機の更新を計画していると伝えられている。

マレーシアは、09（同21）年、同国初の潜水艦であるスコルペン級潜水艦（フランスとスペインが共同開発）2隻を導入した。また、同年までにロシア製Su-30戦闘機18機を導入しているほか、15（同27）年に退役予定であるMig-29戦闘機の後継機を選定中である。

フィリピンは、南シナ海における領有権をめぐる係争などを背景に、近年装備の近代化を進めていると指摘されている。現在は潜水艦も戦闘機も保有していないため、14（同26）年、FA-50軽攻撃機12機の購入契約を韓国と締結した。海軍力としては、11（同23）年5月および12（同24）年5月に、米国からハミルトン級フリゲート2隻の供与を受けたほか、13（同25）年、イタリア製AW109多目的ヘリ3機を導入している。このほか、攻撃用ヘリや輸送艦、水陸両用車などの調達計画を発表している。

シンガポールの国防支出は東南アジア諸国の中で最も高く、軍の近代化に積極的に取り組んでおり、12（同24）年12月までにスウェーデンからアーチャー級（ヴェステルエトランド級）潜水艦2隻を導入しているほか、13（同25）年12月、ドイツ製218SG級潜水艦2隻の購入契約を締結している。また、米国製F-15戦闘機24機を導入したほか、F-35統合攻撃戦闘機計画に参加している。

タイは、空母を保有しているが、潜水艦は保有していない。一方、12（同24）年9月、フリゲート2隻を導入する計画が閣議で了承されたほか、13（同25）年に、スウェーデン製JAS-39戦闘機12機を導入している。

ベトナムは、09（同21）年12月、ロシア製キロ級潜水艦6隻を購入する契約を締結し、14（同26）年3月までに2隻が導入されたほか、13（同25）年にオランダ製シグマ級コルベット2隻の購入契約を締結したと伝えられている。また、09（同21）年から11（同23）年にかけて、ロシア製Su-30戦闘機計20機を購入する契約を締結し、さらに、13（同25）年8月、同機12機の追加購入契約を締結したと伝えられている。

4 南シナ海をめぐる動向

南シナ海においては、南沙諸島²⁴（Spratly islands）や西沙諸島（Paracel islands）の領有権²⁵などをめぐっ

てASEAN諸国と中国の間で主張が対立しているほか、海洋における航行の自由などをめぐって、国際的に関心が

²³ 英国の国際戦略研究所（IISS：The International Institute for Strategic Studies）による「ミリタリーバランス」などによる。

²⁴ 南沙諸島周辺は、石油、天然ガスなどの海底資源の存在が有望視されるほか、豊富な漁業資源に恵まれ、また、海上交通の要衝でもある。

²⁵ 南沙諸島については、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシアおよびブルネイが領有権などを主張しており、西沙諸島については、中国、台湾およびベトナムが領有権を主張している。

高まっている。

南シナ海をめぐる問題の平和的解決に向け、ASEANと中国は、02（平成14）年、「南シナ海に関する行動宣言」²⁶に署名した。同宣言は、南シナ海をめぐる問題を解決する際の原則を記した、法的拘束力のない政治宣言である。さらに11（同23）年7月に開催されたASEAN・中国外相会議においては、同宣言の実効性を高めるための「南シナ海に関する行動宣言ガイドライン」が採択された。現在関係国は、同宣言より具体的な内容を盛り込み、法的拘束力を持つとされる「南シナ海に関する行動規範」の策定を目指すことを確認しており、13（同25）年9月には、同規範策定に向けた初の公式協議を中国の蘇州で開催した²⁷。その後も、14（同26）年にシンガポール、タイおよびインドネシアで同規範策定に向けた協議が行われている。

一方、南シナ海においては、関係国が領有権主張のための活動を活発化させている。中国は、92（同4）年に南沙諸島、西沙諸島などが中国の領土である旨明記された「領海および接続水域法」を制定したほか、南シナ海における自国の「主権、主権的権利および管轄権」が及ぶと主張する範囲に言及した09（同21）年の国連宛口上書にいわゆる「九段線」の地図を添付した。また、この「九段線」については、国際法上の根拠があいまいであるとの指摘があり、南シナ海における領有権などをめぐる東南アジア諸国との主張の対立を生んでいる。

また、近年、フィリピン近傍のスカボロー礁およびセカンドトーマス礁、マレーシア近傍のジェームズ礁および南ルコニア礁などに、中国の海軍艦艇および海上法執行機関所属の公船が進出している。さらに、12（同24）年6月、中国は、南沙諸島、西沙諸島および中沙諸島の島嶼ならびにその海域を管轄するとされる海南省三沙市の設置を発表したほか、13（同25）年11月には、同省が「海南省中華人民共和国漁業法実施規則」を修正し、同省の管轄水域内において外国漁船などが活動を行う場合には、同国國務院関係部門の承認を得なければならない旨定めた。

12（同24）年4月から6月にかけては、スカボロー礁周辺海域において、中国海上法執行機関の船舶とフィリピンの海軍艦艇などが対峙する事件が発生したほか、12（同24）年6月にはベトナムが、南沙諸島および西沙諸島に対する主権を明示したベトナム海洋法（13（同25）年1月施行）を採択した。13（同25）年3月には、中国艦船がベトナム漁船に発砲する事例が発生したと伝えられている。さらに、14（同26）年5月、西沙諸島周辺海域において、中国が一方的に石油掘削活動を開始したことに端を発し、中国およびベトナムの船舶が対峙し、衝突により多数の船舶に被害が出ていると伝えられている。このように、関係国が、相手国の船舶に対し拿捕や威嚇射撃を行うなどの実力行使に及んでいると伝えられており²⁸、これらの動きをめぐり、関係国は互いに抗議の表明などを行っている。最近では、14（同26）年1月、スカボロー礁周辺において、中国公船がフィリピン漁船に放水し、活動していた海域から同漁船を追い出したとして、フィリピン政府が中国政府に対し抗議を行った。

また、13（同25）年1月、フィリピンは、南シナ海における中国の主張および行動に関し、国連海洋法条約に基づく仲裁手続きに付したが、同年2月、中国は問題の二国間解決を主張し、提訴に応じないことをフィリピンに通知した²⁹。

26 国際法の原則に従い、領有権などの係争を平和的手段で解決すること、行動規範の採択は地域の平和と安定をさらに促進するものであり、その達成に向けて作業を行うことなどが盛り込まれている。

27 公式協議を後押しするため、専門家らによる「賢人会議」設置に取り組むことなどで合意

28 10（平成22）年、インドネシアが中国漁船を拿捕したほか、同年、マレーシア海軍艦艇と航空機が中国漁船監視船を追跡したと伝えられている。また、11（同23）年5月には中国当局船が、12（同24）年11月には中国漁船が、ベトナムの資源探査船の調査用ケーブルを切断したと伝えられているほか、11（同23）年2月には、中国海軍艦艇がフィリピン漁船に威嚇射撃を行い、同年5月には中国当局船が、12（同24）年2月には中国海軍艦艇が、ベトナム漁船に発砲する事例が発生したと伝えられている。

29 仲裁裁判所においては、いずれかの紛争当事者が裁判に応じない場合でも、他の紛争当事者の要請により、手続が進行し、判断を下すことができる。

このほか、13（同25）年11月、中国が設定した「東シナ海防空識別区」に関連し、中国国防部報道官は、今後その他の防空識別区も設定する旨発言した。これに関し同年12月、ケリー米務長官は、アジア地域、特に南シナ海上空において、「防空識別区」の設定を含む、一方的措置をとることを中国は控えるべきとの考えを表明している。

南シナ海をめぐる問題は、その平和的解決に向け、ASEAN関連会議などにおいてもたびたび議論がなされているが、12（同24）年7月のASEAN外相会議におい

て共同声明が採択されない事態となるなど、加盟国の足並みが乱れる場面もみられた。しかし、14（同26）年5月、南シナ海における中国およびベトナムの船舶の対峙について、ASEAN首脳会議および外相会議において、「深刻な懸念」が表明されるなど、ASEANが一体となって対応する場面もみられる。

南シナ海をめぐる問題は、アジア太平洋地域の平和と安定に直結する国際社会全体の関心事項であり、引き続き関係国の動向や問題解決に向けた協議の行方が注目される。

参照 Ⅲ部3章1節（アジア太平洋地域における多国間安全保障協力・対話の推進）

5 地域内の協力

15（平成27）年までの共同体設立を目指すASEAN各国は、地域の多国間安全保障の枠組みとしてもASEANの活用を図っている。安全保障問題に関する対話の場であるASEAN地域フォーラム（ARF）やASEAN国防相会議（ADMM）ASEAN Regional Forumなどを開催しているほか、11（同23）年7月には、ASEAN初の軍事演習であるASEAN軍事人道支援・災害救助机上演習（AHR）ASEAN Defence Ministers' Meetingを行うなど、地域の安全保障環境の向上や信頼醸成に努めている。

ASEANは域外国との関係拡大も重視しており、10（同22）年、ADMMにわが国を含む域外8か国を加えた拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）³⁰が発足し、13（同25）年8月に第2回会議がブルネイで開催された。このほか、同年6月に初の実動演習であるADMMプラス人

道支援・災害救援/防衛医学演習を、同年9月には初の対テロ演習および海上安全保障実動訓練を実施した。11（同23）年11月には、ASEANおよび域外6か国からなる東アジア首脳会議（EAS）East Asia Summitに、新たに米国およびロシアが正式に参加した。

東南アジア地域においては、テロや海賊のような国境を越える問題など安全保障上の幅広い問題に対応するため、ASEAN以外の枠組みにおいても多国間の協力が進展している。海賊対策としては、インドネシア、マレーシア、シンガポールおよびタイによる「マラッカ海峡パトロール（Malacca Strait Patrols）」が行われているほか、「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）³¹」に基づき、海賊に関する情報共有および協力体制の構築を進めている。

30 ADMMプラスの枠組みのほか、米国・ASEANおよび中国・ASEAN間で、国防相会談が行われており、14（平成26）年4月には、米ASEAN国防相会談が初めて米国において開催された。

31 14（平成26）年6月現在、同協定の締約国は、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、デンマーク、インド、日本、韓国、ラオス、ミャンマー、オランダ、ノルウェー、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、英国、ベトナムおよびオーストラリアの19か国である。